

都島区青少年指導員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、都島区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 青少年指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1)青少年問題に関する啓発に関すること
- (2)青少年の指導及び相談に関すること
- (3)青少年の健全育成に関すること
- (4)青少年指導に関する研修会等開催
- (5)ユースリーダーの育成に関すること

(定数)

第3条 青少年指導員の定数は、第2条に掲げる業務を効果的に遂行することができる人数とする。

(青少年指導員協議会)

第4条 青少年指導員は、委嘱業務を行うにあたり、校下（地域）に青少年指導員協議会を組織し、地域協議会として活動するものとする。

2 青少年指導員は、委嘱業務を行うにあたり、必要に応じて区青少年指導員協議会を組織し、区協議会として活動するものとする。

(推薦基準)

第5条

青少年指導員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1)当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2)青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3)年齢は、原則満18歳以上50歳未満の者とする。ただし、再任の場合は、55歳以下とする。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、都島区長が定める。

附 則

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。